

3 こころ自治会 自主防災会細則

『こころ』自治会自主防災会細則

第1条（設置）

本会は、『こころ』自治会自主防災会として組織する。

第2条（目的）

本会は、『こころ』自治会における住民の協働の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害、その他の災害(以下「地震等」という)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 防災知識の普及啓発に関すること
- 2 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること
- 3 地震等による被害を防ぐための活動
- 4 地震等の発生時における情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の活動
- 5 防災訓練に関すること
- 6 防災に関する基礎的情報の収集と整備に関すること
- 7 防災資機材等の備蓄及び管理等に関すること
- 8 その他本会の目的を達成するために必要な事項

第4条（会員）

本会は、『こころ』自治会の会員をもって構成する。

第5条（役員）

- 1 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	5名
顧 問	若干名
会 計	3名
監 査	1名
防 災 委 員	17名
防災リーダー	各街区長・班長
防災サブリーダー	若干名

- 2 役員を選出は、次のように定める。

- (1) 会長は、『こころ』自治会の自治会長が兼務する。
- (2) 副会長は、『こころ』自治会の防災部の部長・副部長が兼務し実務を行う。
- (3) 顧問は、『こころ』自治会の防災部の部顧問が兼務する。
- (4) 会計は、『こころ』自治会の会計が兼務する。
- (5) 監査は、『こころ』自治会の監査が兼務する。
- (6) 防災委員は、『こころ』自治会の防災部の部員が兼務する。
- (7) 防災リーダーは、『こころ』自治会の街区長・班長が兼務する。

- (8) 自主防災会業務の円滑・効果的な実施のため、防災サブリーダーをおくことが出来る。なお、防災サブリーダーは、『こころ』自治会の前年度の防災部員を基本として会長が委嘱するものとし、その任期は1年間とする。

第6条(役員の職務)

職務は、次のように定める。

- 1 会長は、会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に支障があるときはその職務を代行する。
- 3 顧問は、役員会の要請を受け、必要の都度、意見具申する。
- 4 会計は、本会の金銭の出納・管理を行う。
- 5 監査は、本会の会計経理を監査する。
- 6 防災委員は、会長の指示を受け、本会の防災計画の立案及び活動の推進にあたり、災害発生時の防災活動を実施する。
- 7 防災リーダーは、本会の防災計画及び活動に従い、防災訓練に参加するとともに、災害発生時、各街区・班での防災活動を指揮する。
- 8 防災サブリーダーは、役員会の要請を受け、必要の都度、防災委員へ意見具申する。

第7条(会議)

会議は、次のとおりとする。

- 1 総会、役員会とする。
- 2 総会は、『こころ』自治会総会の場で行うものとする。
- 3 役員会は、会長が召集し、会長が議長となる。
- 4 役員会は、会長、副会長、顧問、防災委員、防災サブリーダーで構成し、会長が必要に応じて防災リーダーを召集することが出来る。
- 5 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
 - (3) 活動計画に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事
- 6 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会への議案の提出
 - (2) 総会の議決事項の実施
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めた事

第8条(防災計画)

- 1 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は次の事項について定める。
 - (1) 防災知識の普及啓発に関する事
 - (2) 自主防災組織の編成及び任務分担に関する事
 - (3) 地震等による被害を防ぐための活動
 - (4) 地震等の発生時における情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の活動
 - (5) 防災訓練に関する事
 - (6) 防災に関する基礎的情報の収集と整備に関する事

- (7) 防災資機材等の備蓄及び管理等に関すること
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第9条(会費)

本会の会費は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 自治会からの補助金
- 2 寄付金その他

第10条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条(決算)

収支決算は、総会で承認を得なければならない。

第12条(改廃)

改廃は、自主防災会の審議を経て、『ころ』自治会において決定する。

附 則

この細則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。